

第10回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成25年11月19日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名
 - 1番 山口 忠雄
 - 2番 関 憲夫
 - 3番 高浦 芳一
 - 4番 篠原 覚
 - 5番 柳井 進
 - 6番 渡邊 久芝
 - 7番 渡邊 邦男
 - 8番 積田 雅美
 - 9番 佐久間 政男
 - 10番 多田 總一郎
 - 11番 山下 和彦
 - 12番 宮嶋 十郎
 - 13番 中川 喜一郎
 - 14番 板倉 保
 - 15番 佐久間 正夫
 - 16番 奥野 政義
 - 17番 川島 三夫
 - 18番 川名 康夫
 - 19番 鶴岡 公一
 - 21番 御園 豊
 - 22番 葛田 吉弥
 - 24番 渡邊 喜一
 - 25番 長谷川 重義
 - 26番 藤井 幸光
 - 27番 榎本 雅司
- 5 欠席委員 1名
 - 20番 地引 正和
- 6 出席事務局職員 3名
 - 小藤田事務局長
 - 森副参事
 - 鈴木主幹

◎開 会

平成25年11月19日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第10回農業委員会総会を開催いたします。

本日、ただいまの出席委員は、26名中24名でございます。会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。20番、地引正和委員。

次に、おくれる委員の報告でございます。21番、御園委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

22番、葛田吉弥委員、24番、渡邊喜一委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案1ページと総会資料の1ページをごらんください。本件は、平成25年10月23日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は高齢となり、後継者もなく、農作業が困難となったため買い受けの申し出をしたところ、譲受人においては、自宅からも近く、耕作上便利であることから申し出を受け、取得したいとのことです。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、貸し付けしている土地がありましたが、現在みずから耕作していることから、事務局の指導により解約しております。また、田については、水利がなく、進入路も狭く、農業機械が入らない場所であり、耕作に不向きな土地です。農機具等については、譲受人は畑作専門で営農しており、問題ないと思われまます。農作業常時従事日数につきましては、世帯で550日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。譲受人については、自宅に近い場所であり、飯富地区を中心に営農していることから、今後もこれまでどおり地域との利用調整を図った農業をしていくものと思われまます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 15番の佐久間です。

先ほど事務局の鈴木さんのほうから説明がありましたとおり、譲渡人は年寄りで、今まで耕作をしていた人は、長男、次男とも続けざまに亡くなりまして農業はできないということで、それで譲受人の〇〇〇〇さんが自宅から近いということで、農作業をやるには適地ということでありましたので、そういうことですので、皆様のご審議をお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。どなたかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案2ページから5ページと、会議資料3ページから8ページに本件に関する資料を載せております。

本件は、平成25年10月30日付で提出がありました。申請内容は、飯富在住の方が農業者年金制度に基づき、経営移譲年金を継続して受給するため、農地を後継者へ使用貸借しようとするものです。権利の種類は、使用貸借権の設定でございます。期間は30年です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第2号の1についてご説明いたします。

議案の6ページをごらんください。本件は、市内に在住の個人が市内在住の親族から農地を使用貸借により借り受け、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件につきましては、平成25年11月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料の9ページの位置図をごらんください。申請地は、神納飯富地区に広がる農地と連檐しており、10ヘクタール以上の一団の農地の中に位置することから、第1種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料10ページのとおりであり、排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の水路へ、また雨水については、宅地内の浸透ますにて処理する計画となっております。

総会資料11ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） 橘地区担当の宮嶋です。

実は、突然のファクスが13日水曜日、夕方6時20分にありまして、私が確認したのは20時ごろ。発信者は、〇〇〇〇設計事務所の〇〇〇〇さん。文面は、〇〇氏の農地転用の件。現地にてご説明したいとのこと。今週中にお願ひしたいということですが、資料が手元にないし、現地の場所も不明だし、今週というのは日数も少ないし、金曜日は運営委員会だし、19日は、きょうも総会だしと我ながら大変心配しましたが、14日の午前中に資料が届きまして、早速その日の午後2時半に〇〇さんと現地で会う約束をしました。

内容の説明に入ります。神納在住の〇〇〇〇〇、88歳が、孫の〇〇〇〇氏、37歳を家の前の畑に分家させたい、それに伴って〇〇通りから家までの4メートル幅の市道があり、分家するに当たり6メートル幅にしなくてはならず、現在工事中です。11ページ、①の写真は、2メートルを削った土を運んだ場所です。この黒い太線の内側が①、②、分家の敷地になります。約65坪ぐらいだと思います。

今でも月に1度くらいはトラクターを運転したりして手伝っているそうです。トラクターは2台ありました。引っ越しをした後は、親の手伝いに励むつもりですし、農業に興味が出るのかなと言っております。農地転用の件、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。どなたかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第2号の2についてご説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。本件は、市原市の法人が市内在住の所有者から申請地を買い取り、農地2筆で合計4,509平米の計画区域内に戸建て住宅15棟を建築し、建て売り分譲したいとする案件です。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の東側約120メートルに位置し、さらに東側には市道〇〇〇〇が分断要素となりまして、また北側には市街化区域があり、西側には住宅が建ち並んでいることから第2種農地と判断されます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。区画割の配置については、総会資料13ページのとおりであり、排水関係については、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ、雨水については、雨水浸透貯留施設を設置の上抑制し、オーバーフロー分を道路側溝へ排水する計画であります。この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。また、隣接農地については、所有者に説明をして承諾を得ているとのことであります。

総会資料14ページ、15ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件については、15日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

高浦運営委員会副委員長、お願いします。

○運営委員会副委員長（高浦芳一君） 3番、高浦です。運営委員会報告をさせていただきます。

議案第2号、整理番号の2-1及び2-2については、事務局説明のとおり、建て売り分譲住宅用地への転用であり、去る11月15日に運営委員会を開催いたしまして、現地調査及び関係者からの状況確認などを行いました。その経過と結果についてご報告を申し上げます。

現地確認は、11月15日午後3時から行い、午後3時30分から市役所7階会議室において審査を行いました。なお、現地の確認には、譲受人と代理人及び工事施工者から計画内容などの説明をいただき

ました。現地では、宅地造成に関する土地の範囲、現状等の確認を行い、代理人からは、排水路についての説明があり、第1期工事の際、敷設いたしました既存の排水路を敷設し直ししまして、完成後市へ移管する旨の話、また公園を設けることなどの説明がありました。

現地での主な質疑内容として、区域の延長などについては、ないとのことでした。周囲との高低差への対応については、擁壁を設けるとのこと、水路の市への移管の取り扱いについては、第2期となる今回の整備が終わった後に移管するとの回答がありました。

市役所会議室での審査会も現地確認と同じく、譲受人と代理人及び工事施工者に出席をいただきました。審査会は、事務局からの議案説明の後に、譲受人に今回の事業計画について説明を求めました。その事業内容は、農地2筆、合計4,509平米を転用し、その他の土地227.93平米と合わせて4,736.93平米の土地に建て売り分譲住宅を15棟建築しようとするものであるとの説明を受けました。

主な質疑応答として、まず1つ、宅地として造成する場合の擁壁の位置と高さはどうかという質問に対しまして、区域の左側と南側に擁壁を設ける予定であり、その高さは2メートルから3メートルであるとの回答を得ました。

2つ目として、安全対策としてのフェンスの設置の予定はいかがという質問に対しまして、最終的には住宅の色などにそろえた色合いのフェンスを設置することとなるが、住宅建築までの間、事故防止についても安全管理に配慮して施工いたしますとの回答を得ました。

3つ目として、申請地内に新設する公園の設備内容はどのようなものかとの質問に対して、袖ヶ浦市役所都市整備課と協議を行った結果、公園内はダスト舗装とし、遊具を2個設置するとの回答を得ました。

4つ目として、平成26年12月25日までとするという工期に対して、その工期と販売計画についての質問がありました。これについては、15戸の建築については2期に分けて行う予定であり、その販売までを考慮しますと、この工期は決して余裕などがあるものではないとのことでしたが、いずれにせよ安全管理に従事した中で、完成後住宅の販売については、地元不動産業者などの協力を得ながら進めていきたいとの回答を得ました。

審議においては、宅地造成に当たり、フェンスの設置など、安全面の確保について、市側からも十分配慮してもらえるよう事務局から市担当課へお願いすることの意見がありました。

審議の結果、採決をいたしましたところ、出席した運営委員全員一致にて、議案第2号、整理番号の2-1及び2-2につきましては、許可すべきものと決まりました、

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

これの、17棟ぐらいですか、15棟、これらの雑排水の最終はどこへ流れ込むのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 第1期工事で敷設した排水路へ接続しますけれども、その先は、市の水路で、最終的には、方面的には百々目の堰のほうへ流れてまいりますので、そちらで処理されます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） その百々目の堰に最終的に流れるということなのだけれども、それは管理者のほうには了解は得ているのですかね。

○議長（中川喜一郎君） はい、事務局。

○事務局（森 博君） 今回の第2期の工事になりまして、第1期のときにつくった開発区域と市が受ける区域の間に、ちょっと絵をかいてよろしいでしょうか。済みません。この青い部分が第1期の計画として転用されて、今既に住宅が建ち並んでいる。この白い部分で囲った部分が今回の計画地になります。実際水路、ここに流れているのですけれども、ここの部分は、この整備のときに、既にもう用意をされていました。今回こことここをつなぐのですが、こことこのつなぎ込みについては、この区域内の開発の協議の中で済むので、市は、ここのつなぎ部分には、水路の管理者は出てこないのです。ここの部分は何も変わらないので、ここは何もさわりませんので、今回ここの水路に流すことについては市の担当課との調整はございません。ただ、先ほど申し上げましたように、開発指導要綱によります協定書の締結がなされておりますので、ここに流すことについては了解をされていますということです。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 百々目の堰に流れるということで、それでその百々目の堰、誰かが管理しているのであれば、新たにその15棟も何棟も排水のやつが処理されて流れるということであれば、当然これは了解を得ないといけないと思うのだけれども、その辺はどうですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 先ほどの開発の協定書の締結の話をしましたけれども、この協定を締結するに当たっては、もちろん計画内容全てを説明をして、管理者の了解を得た上での協定の締結になりますので、ご心配の向きは大丈夫かと思えますけれども。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 流末の既存のところ、これは土水路になるのですか、それともU字溝が敷設されていますか。

○事務局（森 博君） U字溝が敷設されております。

○27番（榎本雅司君） それで、その周りのところには耕作されている畑とかあるのですか。

○事務局（森 博君） こちら側に耕作されている畑ございます。ここに赤道、こちら側に。

○27番（榎本雅司君） 基本的に団地の雨水が全部、また道路の上からも全部接道、上のほうからも来ているけれども、近年短時間でかなり雨量があるけれども、運営委員さんが見ていただいたから大丈夫だと思うのですけれども、その辺は心配ないのか、一気に流れ込むことがあったとしても。

○事務局（森 博君） 雨水については、各敷地内に浸透貯留施設をつくって、そのオーバーフロー分ということですから、大丈夫かと思われませんが。

○27番（榎本雅司君） はい、わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、私農業委員として、この転用、非常に心が痛いというか、残念に思うのだけれども、4反5畝も農地が消えて宅地になってしまうのだけれども、この農地を潰さないで、ほかに宅地とか何かそういう部分のほうに家を建てるのだったら、俺はいいと思うのだけれども、そういうあいている宅地とか全然ないのですかね。ほんの少しぐらいだったら俺いいと思うのだけれども、4反5畝もまとまって農地が宅地に転用される計画は、ちょっと農業委員としてすごく心が痛いのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） これを受けて何か答弁ありますか。

はい、どうぞ。

○事務局（森 博君） ここにつきましては、先ほど第1期、第2期のお話ございました。現地で確認された際にも、その話出ていたかと思うのですが、全体を1回の計画でのご計画も当初あったようなのですけれども、やはりそこまでちょっと、建て売りがそこまでできないという判断をされて1期、2期というふうになったというところの経緯がございまして、それを裏返しますと、もう最初からここについては、計画を持っておられたというところがありますというところが一点、あともう一点としましては、農地転用に関しては事務指針がございまして、この事務指針の中に照らして判断をしていく、確かにおっしゃる向きはよくわかります。けれども、こういう形で計画されて事務指針に照らして、そこに抵触しない計画であれば、それをとめることというのはなかなか難しいということもご理解いただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。

百々目の堰がオーバーフローした、その先はどこですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 申しわけありません、そこまでは確認をしておりません。

○26番（藤井幸光君） それはやらなければだめだよ。それは奈良輪の堰、奈良輪の堰の実態をご存じですか。堰の要をなしていないのです。埋まってしまっている。そこら辺しっかりとやっぱり事務局、

確認しなければだめだと思います。どうですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（森 博君） 今ご指摘いただいた部分の確認は事務局ではできておりません、正直なところ。確認の必要性あるかと思しますので、今すぐにはできませんけれども、確認はさせていただきたいと思います。

〔「確認をする」と言う人あり〕

○事務局（森 博君） この案件の許可の話とは別の話として。

〔「そういうことです」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） はい、ほかに。ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかにないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決したいと思います。
議案第2号の2について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成の方、多数でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定します。

◎議案第3号 平成25年度第8次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 平成25年度第8次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第3号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。別紙、議案第3号 平成25年度第8次農用地利用集積計画書（案）をごらんください。農用地利用集積計画書（案）8ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が9件で323.58アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。株式会社〇〇〇〇ですが、申請件数が2件で、申請面積の合計は20.21アール。〇〇〇〇さんですが、申請面積は47.31アール。〇〇〇さんですが、申請面積は81.12アール。〇〇〇〇さんですが、申請面積は3.95アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は20.29アール。〇〇〇〇さんですが、申請件数は3件で150.70アールで、このうち県営横田土地改良事業の換地に伴う設定が137.87アール、その他土地改良事業外の農地が12.83アールとなります。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。〇〇〇さんですが、申請面積は30.58アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番、渡邊ですけれども、9ページと10ページのこの件、もうちょっと我々にわかるように説明してくれますか。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○事務局（鈴木良宏君） 利用集積計画において、担い手のほうに農地を集積するために、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転というものがございますので、担い手に農地を集約するということが今回の利用計画を立て、農地について担い手に土地を所有権移転する形のものになります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 普通の3条とは違う形で権利の移動ができるということですか。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○事務局（鈴木良宏君） はい。経営基盤強化促進法がございまして、こちらのほうは農地法とは別に、経営基盤強化促進法による所有権移転ということで、大規模な、要するに大きく農業をやっている方に農地を集約しようとするということで、その経営基盤強化促進法に基づいた所有権移転をされるという形になります。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質問のある方。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は平成25年10月1日から10月31日までです。

今回は、袖ヶ浦市袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業地内における届出が申請人の単位で101人、筆数にすると132筆であります。

引き続き報告第2号についてご報告いたします。議案の35ページをお開きください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は先ほど同じく10月1日から10月31日までです。

なお、整理番号2-1と2-2については、同一の土地についての記載となっておりますが、整理番号2-1の譲受人との売買契約が一旦締結されたところ、台風26号の影響により、この契約を破棄せざるを得なくなり、新たに整理番号2-2の譲受人との売買契約が成立したことから、同一土地について2度の届け出がなされ、それぞれの時点において受理し、専決したことから、それぞれ報告するものであります。

引き続き報告第3号についてご報告いたします。議案36ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、報告いたします。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

ここで暫時休憩したいと思います。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

冒頭事務局長からお知らせのありました配付済みの議題の提出については、これを受理しておりますので、ご報告いたします。

◎日程の追加

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程の追加でございますが、お諮りいたします。

これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ないものと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

日程第4を日程第5に繰り下げ、日程第3の次に日程第4、袖ヶ浦市農業委員会綱紀肅正について（案）を議題といたします。

◎袖ヶ浦市農業委員会綱紀肅正について

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明を求めます。

局長。

○事務局長（小藤田光男君） それでは、説明いたします。

お手元に配付してあります袖ヶ浦市農業委員会綱紀肅正について（案）であります。今回の前農業委員逮捕から2カ月余りが経過しましたが、袖ヶ浦市農業委員会として、農業委員会ホームページに綱紀肅正についてを掲載するに当たり、先日委員の皆様方から意見をいただきました。これを本日文面にて提示いたしました。読み上げます。

袖ヶ浦市農業委員会の綱紀肅正について（案）

去る9月3日に前農業委員が逮捕された不祥事につきましては、農業委員としてあるまじき行為であり、市民及び農業者の皆様方並びに関係機関、団体に対し深くお詫びいたします。

農業委員は、地方公務員法第3条に定められた特別職の地方公務員であります。

農業委員一人ひとりがこのことを再認識し、綱紀肅正の徹底に努めるとともに農業委員会の業務体制を検討し、業務における透明性・公平性の確保と農業者の代表たる活動の充実を図ることを決議します。

以上でございます。委員のご意見、よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、質疑はないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、質疑はないようですので、採決いたします。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、袖ヶ浦市農業委員会綱紀肅正について決議（案）を採決したことを公表いたします。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次、日程第5、その他に入ります。

事務局、何かありますか。

はい、どうぞ。

○事務局長（小藤田光男君） 事務局から利用状況調査につきまして報告とお願いを申し上げます。

先月10月の総会の際にも申し上げたところでございますが、8月26日から開始し、11月14日にて皆様方に調査をしていただきました。どうもありがとうございました。

しかしながら、地区内に未調査農地が残っている現状でありまして、ただいま整理をしているところでもあります。残地の量にもよりますが、今後は事務局から農業委員さんに連絡し、日程を調整して残地の調査をお願いすることになります。前回2人、もしくは3人1組で行っていましたが、今回は1人の方と事務局との組み合わせにて行いたいと思います。目標は、年内で終了したいと思います。

なお、残地の量という形でご連絡行かない可能性もありますけれども、そこら辺についてはご了解いただきたいと思います。そういう計画となりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（中川喜一郎君） ほかに事務局、何か。

○事務局長（小藤田光男君） ありません。

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして第10回の農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時45分 閉会